

令和5年6月6日

議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び御殿場市議会会議規則第167条の規定により、  
下記のとおり議員を派遣する。

記

- (1) 派遣目的 令和5年度静岡県市町議会議員研修会に出席するため
- (2) 派遣場所 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」  
静岡市駿河区東静岡2-3-1  
電話：054-203-5710
- (3) 派遣期間 令和5年8月17日（木）の1日間
- (4) 派遣議員 全市議会議員